

(証券コード 3668)  
平成25年12月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
株式会社コロプラ  
代表取締役社長 馬場 功 淳

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成25年12月19日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成25年12月20日（金曜日）午前10時00分<br>（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。） |
| 2. 場 所          | 東京都渋谷区東一丁目2番20号<br>住友不動産渋谷ファーストタワー<br>ベルサール渋谷ファースト2階     |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第5期(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)事業報告<br>及び計算書類報告の件          |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役6名選任の件  |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社定款第16条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.colopl.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成24年10月1日から  
平成25年9月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策・金融緩和政策への期待感から、円高の是正や株価回復の兆しが見られるものの、南欧諸国を中心とした財政緊縮や景気低迷、またアジア経済の景気減退を受け依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中で、モバイル・インターネットの利用環境につきましては、平成25年9月末時点で携帯電話契約数は1億3,488万件であり、そのほとんどが高速データ通信可能な状況と言われております(電気通信事業者協会発表)。中でも、スマートフォンが順調に普及しており、平成25年度のスマートフォン出荷台数は前年度比0.6%増となる2,990万台に達し、モバイル端末総出荷台数に占める割合は前年度比4.4ポイント増の75.5%となると予測されております(株式会社MM総研予測)。

当社におきましては、市場拡大を背景に既存タイトルの広がりや新規タイトル投入に注力してまいりました。売上を多くを占めるオンラインアプリでは、前事業年度に提供を開始いたしました「秘宝探偵キャリア」「プロ野球PRIDE」といった既存タイトルが順調な拡大を示しました。また、新作オンラインアプリとして、平成24年12月に「ディズニー マジシャン・クロニクル」、平成25年3月に「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」、9月には「軍勢RPG 蒼の三国志」を相次いでリリースいたしました。特に、平成25年8月より「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」を題材にしたテレビCMを約1か月間放映いたしましたところ、幅広い年齢層からの支持を受け、平成25年9月末時点で累計800万ダウンロードを超える人気アプリへと成長いたしました。これを受け、平成25年9月末時点におけるオンラインアプリの総ダウンロード数は累計2,100万件を突破いたしました。

また、集客を目的とするライトゲームアプリブランドである「Kuma the Bear (クマ・ザ・ベア)」は、当事業年度において37本の新作を投入し、平成25年9月末時点での累計提供本数は51本となりました。また、平成25年9月末時点における総ダウンロード数は累計2,700万件を突破いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は16,767,114千円(前事業年度比230.6%増)、営業利益は5,744,637千円(同283.3%増)、経常利益は5,787,285千円(同285.9%増)、当期純利益は3,156,683千円(同305.6%増)となりました。なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## 事業の部門別売上高

事業別	売上高（千円）
モバイルサービス事業	16,767,114
合計	16,767,114

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであります。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は44,223千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

#### ①当事業年度中に取得した主要設備

建物	2,196千円
工具、器具及び備品	12,425千円
ソフトウェア	29,600千円

- ②当事業年度において継続中の主要な設備の新設、拡充  
該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

当社は、平成24年12月13日付にて東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募による新株式780,000株の発行を行い、2,152,800千円の資金調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ①知名度の向上と新規ユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また多種多様なコンテンツを開発し、当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえるよう、友人紹介キャンペーン等の新規ユーザー獲得のための施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。

## ②サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するコンテンツは、ユーザー同士でコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保する必要があると認識しております。当社は下記ガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性確保に努めており、今後もこの確保を継続していく方針であります。

### 安全性・健全性に関するガイドライン

#### 第1条（目的）

このガイドラインは、株式会社コロプラ（以下「当社」）が運営・提供するゲーム等のサービスのうち「コミュニケーション機能」および「ガチャ」を有するサービスにおいて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」）の安全性・健全性の確保と利用者のゲームを行う楽しさとの両立を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

#### 第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

##### (1) 未成年者保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を徹底することで20歳未満利用者の過度な課金利用や不適切な利用者間コミュニケーションを未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、16歳以上20歳未満利用者の場合、月額10,000円とし、16歳未満の場合は4,500円とする。なお、13歳未満は課金利用を禁ずる。

##### (2) 「使いすぎストッパー」の設置

月間課金利用額（税抜）が5万円を超えたときに警告を表示する「使いすぎストッパー」を利用者に提供する。

##### (3) 「ご家族あんしん設定」の設置

お子さまの誤操作等により予期せぬ課金が生じることを事前に防ぐ「ご家族あんしん設定」を利用者に提供する。

##### (4) NGワード設定などのシステム対応

安全・健全な利用者間コミュニケーション環境実現のためNGワードの設定などシステムによる対応を行う。また掲示板については、その書き込みの常時監視を委託し、不適切な書き込みがあった場合、迅速な対応を行う。

##### (5) RMT（リアルマネートレード）の禁止

RMTは理由の如何を問わず禁止とする。RMT利用が判明した利用者には利用規約に基づいた対応を行う。RMT事業者には当社アイテムの取

扱停止を継続的に求めるとともに、出品状況の定時観測も行う。

(6) ペナルティ制度

利用規約違反など不適切と判断される行為をサービス内で行った利用者に対しては、強制退会も含めた対応のペナルティを科す。

(7) サービスに関連する法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際しては、関連する法令を遵守する。いわゆるコンプガチャのように後から違法と判明したサービスは判明し次第即座に停止する。

(8) 適切なアイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定し、利用者にとって不利益な変更は行わないものとする。なお、ゲームの面白さを削ぐようなガチャ出現確率に類似するような数値開示は原則行わない。

(9) LAPへの同ガイドラインの徹底

当社位置ゲープラットフォームにゲームアプリケーションを提供しているLAP（当社プラットフォーム参画サードパーティ事業者）に対しても、当社と変わらぬ当ガイドラインの遵守を求めていく。

(10) 委員会の設置

サービスの安全性・健全性を維持するための委員会を設置し、定期的な議論や確認を行うことで、更なる安全性・健全性の実現に努力をする。

(11) 未成年向け啓蒙サイトの提供

未成年の安全・健全なサービス利用を促す一環として、未成年向けサービス利用ガイド・啓蒙サイトなどを提供する。

※(1)～(3)については、当社所定の操作により決済手続きを行った場合に限る。また、ゲームにより設定が異なる場合がある。

### 第3条（更新）

社会情勢の変化、利用者状況の変化、サービス内容の変化などを鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

### ③システムの安定的な稼働

当社のアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザーにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバ機器の拡充に努めてまいります。

#### ④スマートフォン市場の拡大

現在、モバイル市場においてスマートフォンの普及が拡大傾向にあります。この現象は、スマートフォンが有している、従来の携帯電話と比べより高機能で顧客訴求度の高いアプリを制作できること、また海外市場への進出が容易であること等の特性から、当社が提供するプラットフォーム及びアプリ市場にも大きな変革をもたらしました。このように急速に拡大するスマートフォン市場に対応していくことは大きな課題であると考えております。

当社といたしましては、従来よりスマートフォン市場への対応を進め、自社プラットフォーム（コロプラ）及び自社アプリのスマートフォン対応を行っております。また、スマートフォンの環境を活かして、スマートフォンに特化し手軽に楽しむことができるブランド「Kuma the Bear」を平成23年9月に立ち上げ、さらに位置情報も活用した、より制作工数がかかるスマートフォン専用のオンラインアプリも積極的に市場に投入しております。なお、有料課金収入のうち、スマートフォン売上は約90%（平成25年9月単月）を占めております。

当社は、今後さらに、スマートフォン市場が拡大すると考えており、より顧客訴求度の高いアプリの市場投入を行っていく必要があると認識しております。

また、当社は当社アプリをSNS事業者等が運営するSNSプラットフォームには一切展開しておらず、Google PlayやApp Storeという世界標準のプラットフォームに展開しているため、海外市場にも提供しやすい状態にあります。これを活かし、海外市場での当社アプリの販売、現地運営受託パートナーの選定など海外展開について積極的に展開中であり、今後も継続していく方針であります。

また、海外展開に限らず、今後の様々な市場動向の変化に積極的に対応してまいります。

#### ⑤組織体制の整備

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

#### ⑥ウェブ（仮想世界）とリアル（現実世界）の連携強化

当社が提供するゲームアプリの多くはGPS（全地球測位システム）を利用しており、携帯端末で位置情報を登録して仮想通貨やデジタルアイテムを取得できること等にゲーム上の特徴があります。

また、当社の事業理念の一つに「おでかけせずにすむインターネットからおでかけしたくなるインターネット」という思想があり、お土産店、公共交通機関、宿泊施設等と提携することにより、ユーザーに対して様々なサービスを提供しております。

今後当社が更なる成長を続けるためには、上記のようなウェブ（仮想世界）とリアル（現実世界）との連携をさらに強化していくことが重要であると認識しております。

#### ⑦位置登録情報の活用

当社が提供する位置情報プラットフォーム「コロプラ」では、月間で約4,000万回の位置登録が行われております。当社ではこの膨大な位置登録情報を有効活用することが事業上の課題であると認識しております。

当社は平成23年3月に当社内にリサーチ・センターとしての位置付けで「コロプラおでかけ研究所」プロジェクトを発足し、このビッグデータの活用を目指しております。人々の移動を統計学及び空間情報工学的に解析・処理することで、自治体や公共性の高い事業会社向けに観光や地域振興を目的としたレポート提供及びコンサルティングを無償で行っております。

今後はこのような位置情報に関する分析結果を、新たな収益獲得手段の一つとして構築していく方針であります。

#### ⑧新技術への対応

当社が属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、前述の通りスマートフォンやタブレット型PCの普及率が世界的にもわが国においても上昇し、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくためには、スマートフォンに限らず、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行っております。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成22年度 第2期	平成23年度 第3期	平成24年度 第4期	平成25年度 第5期 (当期)
売 上 高 (千円)	1,515,455	2,283,200	5,071,672	16,767,114
経 常 利 益 (千円)	693,494	568,078	1,499,830	5,787,285
当 期 純 利 益 (千円)	381,565	283,260	778,358	3,156,683
1株当たり当期純利益 (円)	5,946.72	4,280.19	110.65	27.20
総 資 産 (千円)	1,504,896	2,235,455	4,567,305	13,762,876
純 資 産 (千円)	563,755	1,288,716	2,567,063	7,876,544
1株当たり純資産額 (円)	8,713.38	18,992.21	360.94	66.54

- (注) 1. 平成24年9月13日付にて1株を100株にする株式分割を行っております。第4期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は当該株式分割が第4期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
2. 平成25年6月1日付にて1株を5株にする株式分割を行っております。また、平成25年10月1日付にて1株を3株にする株式分割を行っております。第5期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は当該株式分割が第5期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、子会社2社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (7) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
モバイルサービス事業	携帯端末アプリ等の開発及び運営、リアル連携型による販売促進事業等

#### (8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 渋 谷 区



(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306 (6) 名	151名増	30.2歳	1.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて151名増加しておりますが、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 39,460,500株

(3) 株主数 19,070名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	23,258,400	58.94
KDDI株式会社	1,700,000	4.31
千葉 功太郎	784,300	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	697,200	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	645,200	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	583,100	1.48
日本証券金融株式会社	523,300	1.33
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	382,431	0.97
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	309,200	0.78
MORGAN STANLEY&CO. LLC （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	261,100	0.66

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

(平成25年9月30日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	平成22年4月19日	平成22年8月18日	
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	社外取締役
保有者数	2名	2名	1名
新株予約権の数	384個	227個	64個
新株予約権の目的となる株式の数(注4)	192,000株	113,500株	32,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額(注4)	156円	156円	
権利行使期間	平成24年4月21日から 平成32年4月20日まで	平成24年8月26日から 平成32年8月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)	

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	平成22年12月27日	平成22年12月27日
区分	取締役(注1)	監査役
保有者数	1名	1名
新株予約権の数	81個	38個
新株予約権の目的となる株式の数(注4)	40,500株	19,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(注4)	280円	280円
権利行使期間	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで	平成24年12月28日から 平成32年12月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注3)

第5回新株予約権		
発行決議日	平成24年5月16日	
区分	取締役 (注1)	社外取締役
保有者数	3名	1名
新株予約権の数	1,800個	100個
新株予約権の目的となる株式の数(注4)	900,000株	50,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	
権利行使時1株当たりの行使価額(注4)	280円	
権利行使期間	平成26年5月17日から 平成34年5月16日まで	
新株予約権の行使の条件	(注2)	

(注) 1. 社外役員分は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または使用人であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の監査役または取締役であることを要する。
- ② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会で特に認めた場合はこの限りでない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。
- ⑤ 新株予約権1個の分割行使は認められない。
- ⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 平成24年9月13日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。そのため、当事業年度末日現在における新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬 場 功 淳	
取締役副社長	千 葉 功 太 郎	人財部長
取 締 役	土 屋 雅 彦	管理部長
取 締 役	長 谷 部 潤	経営企画部長
取 締 役	吉 岡 祥 平	サービス統括本部長
取 締 役	石 渡 進 介	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー弁護士 クックパッド株式会社執行役員兼取締役
常勤監査役	長 谷 川 哲 造	
監 査 役	月 岡 涼 吾	月岡公認会計士事務所所長
監 査 役	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 石渡 進介氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役 石渡 進介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 監査役 長谷川 哲造氏、月岡 涼吾氏及び飯田 耕一郎氏は、社外監査役であります。  
 4. 監査役 長谷川 哲造氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役または監査役としての豊富な経験を有しております。  
 5. 監査役 月岡 涼吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役 飯田 耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 平成25年10月1日付で、以下のとおり、取締役の担当を変更いたしました。

氏 名	新	旧
吉岡 祥平	業務推進部長	サービス統括本部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	109,525千円 (7,500千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,020千円 (16,020千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	125,545千円 (23,520千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年12月19日開催の株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成24年12月19日開催の株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役 石渡 進介氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー弁護士及びクックパッド株式会社の執行役兼取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 月岡 涼吾氏は、月岡公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 飯田 耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	石 渡 進 介	当事業年度に開催された取締役会18回中16回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	長 谷 川 哲 造	当事業年度に開催された取締役会18回中18回出席し、監査役会18回中18回出席したほか、常勤監査役として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
社外監査役	月 岡 涼 吾	当事業年度に開催された取締役会18回中18回出席し、監査役会18回中18回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。
社外監査役	飯 田 耕 一 郎	当事業年度に開催された取締役会18回中18回出席し、監査役会18回中18回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が会計監査人を解任いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ④ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - ⑤ 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
  - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
  - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
  - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - ② 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ① 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ② 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - ③ 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - ④ 監査役は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を充実させるため、無配とさせていただき、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために効果的な投資をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

---

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,707,754	流 動 負 債	5,808,471
現金及び預金	8,317,259	未払金	2,375,644
売掛金	3,891,860	未払費用	145,070
貯蔵品	7,850	未払法人税等	2,658,219
前払金	101,654	未払消費税等	356,557
前払費用	47,351	前受金	259,682
繰延税金資産	329,796	預り金	13,297
その他	13,431	固 定 負 債	77,861
貸倒引当金	△1,449	資産除去債務	77,861
固 定 資 産	1,055,121		
有形固定資産	171,298	負 債 合 計	5,886,332
建物	162,578	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△25,629	株 主 資 本	7,876,546
工具、器具及び備品	122,689	資 本 金	1,582,779
減価償却累計額	△88,339	資 本 剰 余 金	1,579,580
無形固定資産	125,038	資本準備金	1,579,580
のれん	92,235	利 益 剰 余 金	4,714,186
ソフトウェア	32,803	その他利益剰余金	4,714,186
投資その他の資産	758,784	繰越利益剰余金	4,714,186
投資有価証券	15,035	評価・換算差額等	△2
関係会社株式	48,800	その他有価証券評価差額金	△2
敷金及び保証金	317,135		
繰延税金資産	377,813	純 資 産 合 計	7,876,544
資 産 合 計	13,762,876	負 債 純 資 産 合 計	13,762,876

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成24年10月1日から  
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,767,114
売 上 原 価		8,522,251
売 上 総 利 益		8,244,862
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,500,225
営 業 利 益		5,744,637
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,680	
為 替 差 益	53,014	
雑 収 入	297	57,991
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	13,343	
株 式 公 開 費 用	2,000	15,343
経 常 利 益		5,787,285
税 引 前 当 期 純 利 益		5,787,285
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,043,829	
法 人 税 等 調 整 額	△413,226	2,630,602
当 期 純 利 益		3,156,683

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年10月1日から  
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当事業年度期首残高	506,379	503,180	503,180	1,557,503	1,557,503
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,076,400	1,076,400	1,076,400	-	-
当期純利益	-	-	-	3,156,683	3,156,683
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	1,076,400	1,076,400	1,076,400	3,156,683	3,156,683
当事業年度末残高	1,582,779	1,579,580	1,579,580	4,714,186	4,714,186

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	2,567,063	-	-	2,567,063
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,152,800	-	-	2,152,800
当期純利益	3,156,683	-	-	3,156,683
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	△2	△2	△2
事業年度中の変動額合計	5,309,483	△2	△2	5,309,480
当事業年度末残高	7,876,546	△2	△2	7,876,544

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |   |          |       |
|---|----------|-------|
| 建 | 物        | 8～18年 |
| 工 | 具、器具及び備品 | 4～10年 |

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

の	れ	ん	1年
ウェブを利用したサービス	3年	(社内における	
提供に係るソフトウェア		利用可能期間)	
そ	の	他	5年

#### (4) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保等に供している資産

投資有価証券 15,035千円  
(注) 上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,517千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 240千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	7,112,100株	32,348,400株	-	39,460,500株

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は以下のとおりであります。

有償一般募集（ブックビルディング方式）による増加 780,000株  
株式の分割による増加 31,568,400株

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

該当事項はありません。

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
未払事業税否認額	174,589
未払賞与否認額	81,046
貸倒損失否認額	2,464
地代家賃損金不算入額	53,051
資産除去債務	27,749
一括償却資産償却超過額	18,286
ソフトウェア償却超過額	312,303
資産調整勘定	57,564
その他	3,793
繰延税金資産合計	<u>730,848</u>
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△23,238</u>
繰延税金負債合計	<u>△23,238</u>
繰延税金資産の純額	<u>707,610</u>

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金等によっております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、保証金として供託している国債であり、発行体のリスクまたは市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、時価評価されていない有価証券であるため、市場価格の変動リスクはありません。

また、敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

当社が利用するデリバティブは、円・ドル為替相場に連動した預金の運用によるものであり、また、その他の外貨建金銭債権債務についても、為替相場の変動によるリスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場価格の変動リスクの管理

定期的に時価等を把握し、リスクの軽減に努めております。

##### ハ. 為替リスク（外国為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引は、取締役会決議の枠内で実行しており、毎月の運用状況を取締役会で報告しております。また、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングし、毎月の取締役会で報告しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注) 3参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,317,259	8,317,259	-
(2) 売掛金	3,891,860		
貸倒引当金（注1）	△1,449		
売掛金（純額）	3,890,410	3,890,410	-
(3) 投資有価証券	15,035	15,035	-
(4) 敷金及び保証金	317,135	251,071	△66,064
資産計	12,539,841	12,473,777	△66,064
(1) 未払金	2,375,644	2,375,644	-
(2) 未払法人税等	2,658,219	2,658,219	-
(3) 未払消費税等	356,557	356,557	-
負債計	5,390,421	5,390,421	-

(注) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

### 2. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

債券の時価については、日本証券業協会の提示した統計資料により評価しております。

#### (4) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

#### 負 債

#### (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 3. 関係会社株式（貸借対照表計上額48,800千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 66円54銭

(2) 1株当たり当期純利益 27円20銭

(注) 当社は、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を行っております。また、平成25年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成25年7月31日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、株式分割を行っております。

### (1) 株式分割の目的

株式分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の割合

平成25年9月30日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

### (3) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	39,460,500株
株式分割により増加した株式数	78,921,000株
株式分割後の発行済株式総数	118,381,500株
株式分割後の発行可能株式総数	450,000,000株

### (4) 株式分割の時期

効力発生日 平成25年10月1日

### (5) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、1株当たり情報に関する注記に記載しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年11月12日

株式会社コロプラ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 淡島 國和 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年11月19日

株式会社コロプラ監査役会

常勤監査役(社外監査役) 長谷川 哲造 ㊟  
監査役(社外監査役) 月岡 涼吾 ㊟  
監査役(社外監査役) 飯田 耕一郎 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更および追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（3） （条文省略） （4） <u>人材派遣業務</u>  （5）～（13） （条文省略） （新 設）  （新 設）  <u>（14）</u> （条文省略）	第2条（目的） （現行どおり）  （1）～（3） （現行どおり） （4） <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業</u>  （5）～（13） （現行どおり） <u>（14）有価証券の取得、保有、投資および運用</u> <u>（15）スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行およびチケット販売</u> <u>（16）</u> （現行どおり）

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数(注6)
1	ばば なるあつ 馬場 功淳 (昭和53年1月7日生)	平成15年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現KLab株式会社）入社 平成19年4月 グリー株式会社入社 平成20年10月 当社設立 代表取締役社長（現任）	69,775,200株
2	ちば こうたろう 千葉 功太郎 (昭和49年5月11日生)	平成9年4月 株式会社リクルート入社 平成12年1月 株式会社サイバード入社 平成13年6月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現KLab株式会社）入社 同社取締役 平成21年1月 当社取締役 平成21年12月 当社取締役副社長 平成24年2月 当社取締役副社長 人財部長（現任）	2,352,900株
3	つちや まさひこ 土屋 雅彦 (昭和36年6月28日生)	平成9年4月 株式会社アクセス（現株式会社ACCESS）入社 平成13年10月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現KLab株式会社）入社 同社取締役 平成16年11月 株式会社Mi Cafeto監査役 平成20年6月 株式会社アイ・ウェイブ・デザイン取締役 平成20年8月 当社入社 平成22年1月 当社入社 平成22年7月 当社取締役 管理部長（現任）	37,500株



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数(注6)
4	はせべ じゅん 長谷部 潤 (昭和40年11月9日生)	平成2年4月 大和証券株式会社入社 平成12年7月 大和総研株式会社入社 平成21年8月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現大和証券株式会社) 金融証券研究所転籍 平成22年7月 当社取締役 経営企画部長 (現任)	-
5	よしおか しょうへい 吉岡 祥平 (昭和53年4月29日生)	平成14年7月 ヤフー株式会社入社 平成18年10月 グリー株式会社入社 平成19年8月 株式会社電通国際情報サービス入社 平成22年6月 当社入社 平成23年4月 当社取締役 サービス統括本部長 平成25年10月 当社取締役 業務推進部長 (現任)	10,500株
6	いしわたり しんすけ 石渡 進介 (昭和44年8月30日生)	平成10年4月 牛島法律事務所 (現牛島総合法律事務所) 入所 平成12年4月 上杉法律事務所 (現霞が関法律事務所) 入所 平成13年1月 Field-R法律事務所設立 平成19年10月 クックパッド株式会社取締役 (現任) 平成20年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士 (現任) 平成22年7月 当社取締役 (現任) 平成23年3月 クックパッド株式会社執行役 (現任)	-

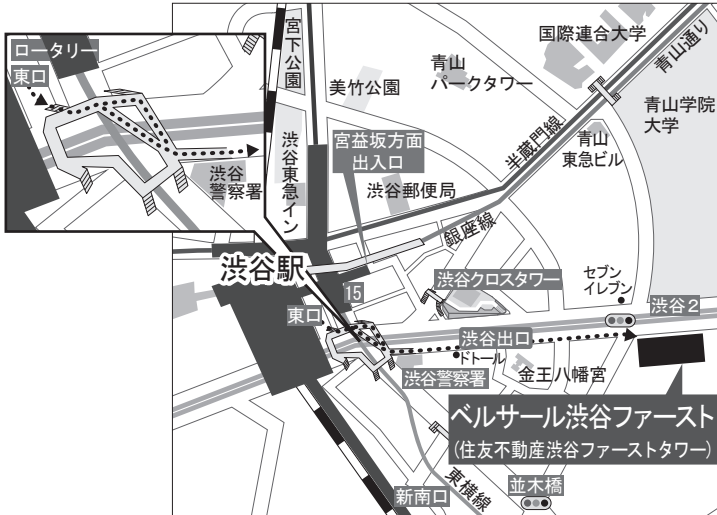
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石渡進介氏は社外取締役候補者であります。
3. 石渡進介氏は、弁護士として法律に関する高度の専門知識を有すると共に、企業経営に関する豊富な知識を有する人材であり、当社の企業統治に貢献されるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 石渡進介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月となります。
5. 当社は、定款第29条に基づき、石渡進介氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。なお、責任限定契約の概要につきましては、16頁に記載のとおりであります。
6. 平成25年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより、株式数を調整しております。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区東一丁目2番20号  
住友不動産渋谷ファーストタワー  
ベルサール渋谷ファースト2階



交通 JR渋谷駅 東口より 徒歩8分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。